

新生「会社法」で 自己株取得はどう変わる？

制度調査部
横山 淳

会社法制現代化より - 9

【要約】

国会で審議されている「会社法案」では、自己株式取得についてもいくつかの改正が予定されている。

主なものを挙げると「臨時株主総会でも自己株式取得決議が可能となる」「自己株式取得に配当などと共通の統一的な財源規制が課される」などがある。

ここでは、Q & A形式で、簡単な解説をする。

【目次】

- Q 1：新生「会社法」の下での自己株式取得はどのようになるのか？
- Q 2：新生「会社法」では、定時株主総会だけではなく、臨時株主総会で自己株式取得を決議できるのか？
- Q 3：新生「会社法」の下でも、定款で定めれば、取締役会限りで自己株式取得を行うことができる制度は存続されるのか？
- Q 4：新生「会社法」で新たに特殊な自己株式取得方法が導入されたと聞いたが、それはどういった方法か？
- Q 5：いわゆる相対取引での自己株式取得については、現行商法と同様の規制が新生「会社法」の下でも課されるのか？
- Q 6：新生「会社法」の下では、市場価格以下であれば、容易に特定の者から相対取引で自己株式を取得できるようになるのか？
- Q 7：新生「会社法」の下でも、自己株式取得には財源規制は課されるのか？

はじめに

現在、開催されている通常国会に、現在の商法等を大幅に改正する「会社法案」が提出・審議されている。同法案は、2005年5月17日に一部修正の上で衆議院を通過し、本稿執筆現在、参議院の法務委員会に付託されている。

本稿では「会社法案」のうち「自己株式取得」に関する部分について、制度調査部に寄せられた質問などを基にQ & A形式で解説を行う。

Q 1 : 新生「会社法」の下での自己株式取得はどのようなになるのか？

A 1 自己株式取得は、基本的には、株主総会決議によるか、定款授權に基づき取締役会決議によって行う。

そのほかにも、子会社からの取得や、合併等に伴って消滅会社から承継するケースなどもある。

新生「会社法」における自己株式取得の概要をまとめると次のようになる。

取得枠の決議機関	取得の仕方	会社法案の参照条文
A . 株主総会 普通決議(原則) 定時株主総会に 限定されない	市場取引 証券法上の公開買付け 実際の取得の段階で、株主に通知(公開会社の場合は公告も可)を行い応募してもらう方法(次のa、bに分かれる) a . 特に株主を限定しない方法 b . 決議の段階で売主となりうる株主を限定・特定する方法(次のア、イに分かれる) bの場合、一定の要件を加えた「特別決議」が必要 ア)市場価格ある株式を市場価格以下で取得する場合 イ)その他 対象外とされた株主に、自分も売主に加えることを請求する権利が決議の段階で原則発生(イのみ) その他 c . 株式譲渡制限会社(1)における相続人等からの取得 d . 子会社からの取得(取締役会を設置しない会社の場合) e . 定款に基づく特定株主からの自己株式取得 f . 全部取得条項付種類株式(2)の取得決議(株主総会)	156 ~ 161 162、174 ~ 177 163 164 171
B . 取締役会	定款授權に基づくもの a . 市場買付・公開買付の場合(上記A .) b . 一般的な剰余金分配の場合(3)(上記A . に加え、上記A . a) 定款授權不要のもの c . 子会社からの自己株式取得の場合	165 459 163
C . その他	取得条項付株式(4)の取得事由が生じた場合 取得請求権付株式(5)の取得請求があった場合 譲渡制限株式の譲渡を承認しなかったため、譲渡制限株式の買取請求が行われた場合 単元未満株式の買取請求 所在不明株主の株式の買取り 一に満たない端数処理のための買取り 事業の全部譲受に伴い相手方が保有するものを取得 合併に伴い消滅会社から承継 吸収分割に伴い分割会社から承継 その他法務省令で定める場合	107 三イ 166 138 一八、二八 192 197 234 155

(1)(一部又は全部の種類)の株式の譲渡による取得について、会社の承認を必要とする旨の定めを設けている会社のこと(会社法案25、十七など参照)

(2)株主総会の決議によって、その種類の株式の全部を会社が取得する旨の定めのある種類株式のこと(会社法案171、108七)

- (3) 会社法案では、自己株式取得を配当などと併せて「剰余金の配当等」と整理している。定款で、配当や自己株式取得など「剰余金の配当等」の権限を取締役に授権する一般的な場合であるが、このように解釈することになると思われる。
- (4) 一定の事由が生じたことを条件に、会社が取得することができる旨を定めている株式のこと(会社法案1十九)

Q 2 : 新生「会社法」では、定時株主総会だけでなく、臨時株主総会で自己株式取得を決議できるのか？

A 2 : 臨時株主総会でも自己株式取得を決議できる。

現行商法では、自己株式取得に関する決議を行う株主総会は、定時株主総会と定められている(商法210)。

新生「会社法」では、「株主総会」とだけ定められており、特に「定時株主総会」に限定されていない(会社法案156)。従って、臨時株主総会決議によって自己株式取得を行うことも可能と考えられる。

決議事項は、下記の通りである。

取得する株式の数(1)

株式を取得するのと引換えに交付する金銭等(2)の内容及びその総額

株式を取得することができる期間(1年を超えることは不可)

- (1) 種類株式を発行する会社の場合は、株式の種類・種類ごとの数を決議する必要がある。
- (2) その会社の株式等を除く。

ただ、既に取締役会限りで自己株式を取得できる定款変更を実施している企業も多い。臨時株主総会を招集する手続・コストの負担を考えれば、実際には、臨時株主総会で自己株式取得決議が行われることは、余り多くはないようにも思われる。

Q 3 : 新生「会社法」の下でも、定款で定めれば、取締役会限りで自己株式取得を行うことができる制度は存続されるのか？

A 3 : 新生「会社法」の下でも存続する。ただし、取締役会を設置している会社が対象である。

2003年の商法改正で、定款授権があれば、取締役会限りで自己株式取得を行うことができる制度が導入されている(商法211/3二)。

同様の制度は、新生「会社法」の下でも存続する。具体的には、次の要件を充たす場合には、株主総会ではなく、取締役会の決議によって自己株式取得を行うことが認められる(会社法案165)。

市場取引等（市場において行う取引又は公開買付けの方法）による取得である。

取締役会設置会社である。

自己株式取得を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款規定がある。

会社を取締役会が存在することが前提となっているため、当然ながら、対象は「取締役会」を設置している会社に限られている。

Q 4：新生「会社法」で新たに特殊な自己株式取得方法が導入されたと聞いたが、それはどういった方法か？

A 4：会社が株主に通知（株式譲渡制限会社以外であれば公告でも可）を行い、自己株式取得に応じたい株主を募る方法である。証券取引法上の公開買付に似ているので「公開買付類似型」とも呼ばれる。

ただし、公開買付制度の存在する上場会社については、余り利用する意味はないように思われる。

新生「会社法」で導入される新たな自己株式取得方法の大まかな流れは下記の通りである（会社法案 156～159）。

株主総会で、自己株式取得を決議する（決議事項についてはQ 2 参照）。

前記 の株主総会決議に従い、取締役会で下記の事項を決定する。

取得する株式の数（ ）

株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数・額、又はこれらの算定方法

自己株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額

自己株式の譲渡しの申込期日

前記 の事項を株主に個別通知（公開会社の場合は公告も可）する。

自己株式取得に応じる株主が、株式の譲渡しの申込みを行う

会社は申込みのあった株主から自己株式を取得する。株主からの申込株式数が取得予定の株式総数を超える場合は比例按分する。

（ ）種類株式を発行する会社の場合は、株式の種類・種類ごとの数も決議する。

これは、広く株主に周知して自己株式取得への応募を募る方法であると言える。その意味では証券取引法上の公開買付にも似ているので「公開買付類似型」とも呼ばれている。

ただ、このスキームによる自己株式取得が今後増加するかと言えば、疑問も残る。なぜならば、上場会社については、既に（手続や規制の面での負担はやや重いとは言え）公開買付制度が存在している。加えて、市場買付について ToSTNeT-2 などを利用して行うことも可能である。その意味では、上場会社が新制度を利用する意味は、余り考えにくいようにも思われる。

むしろ、非公開会社だが、ある程度株主が分散している、といった会社向けのスキームであると言えるかもしれない。

Q 5 : いわゆる相対取引での自己株式取得については、現行商法と同様の規制が新生「会社法」の下でも課されるのか？

A 5 : 原則として現行商法と同様の規制が課されている。
ただし、市場価格以下で買い付けるケースなど一定の例外措置が設けられている。

新生「会社法」の下でも、特定の者から相対取引で自己株式取得を行うためには、下記のような現行商法と同様の規制が課されている。

株主総会の特別決議による承認が必要である（会社法案 309 ）。

他の株主にも同じ条件での売却機会を確保しなければならない（会社法案 160 ）（ ）。

（ ）正確には、自分も売主に加えた上で株主総会の（自己株式取得に関する）議案とすることを請求する権利を与えなければならない。

ただし、新生「会社法」の下では、「市場価格」のある自己株式を取得する場合で、買付価格が「市場価格として法務省令で定める方法により算定されるもの」を超えない場合は、前記の規制は課さないものとされている（会社法案 161 ）。

言い換えれば、特定の者から相対取引で自己株式取得を行う場合でも、市場価格以下で買い付けるのであれば、他の株主の売却機会を確保する必要はないということになる。

その他にも、次のようなケースには他の株主の売却機会を確保する必要はないものと定められている（会社法案 162 ~ 164 ）。

株式譲渡制限会社が株主の相続人等から自己株式を取得するケース（ 1 ）

子会社からの自己株式取得のケース（ 2 ）

特定の者からの自己株式取得に関する定款の定めを設けているケース（ 3 ）

- （ 1 ）その相続人等が株主総会で議決権を行使した場合は不可
- （ 2 ）取締役設置会社の場合は、取締役会決議で自己株式取得を行うことができる。
- （ 3 ）定款に特定の者からの取得を決定するときは、他の株主の売却機会を確保しない旨を定めておく必要がある。

Q 6 : 新生「会社法」の下では、市場価格以下であれば、容易に特定の者から相対取引で自己株式を取得できるようになるのか？

A 6 : 新生「会社法」の下では、相対取引による自己株式取得であっても、市場価格以下で取得するのであれば、他の株主の売却機会を確保する必要はない。その意味では、現行商法よりも容易に特定の者から相対取引で自己株式を取得できるようになる。
しかし、株主総会での特別決議が必要であるため、「ToSTNeT-2 での自己株式取得」が認められる限り、わざわざ利用する意味は余り大きくないかもしれない。

前述（Q 5 ）のように、新生「会社法」の下では、相対取引による自己株式取得であっても、市場価格以下で買い付けるのであれば、他の株主の売却機会を確保する必要はない（会社法案

161)。その意味では、現行商法よりも容易に特定の者から相対取引で自己株式を取得できるようになると言えるだろう。

しかし、その際に、株主総会での特別決議による承認が必要とされる点は、新生「会社法」でも現行商法と同様である（会社法案 309 ）。

それに対して、東証の ToSTNeT-2 を利用した取得であれば、（「時間優先原則」が存在するため絶対に特定の者から確実に買い受けることができるという保証はないが）「市場買付」に該当し株主総会の普通決議による承認（定款授權があれば取締役会決議でも可）で済むと一般に解されている。

こうした解釈が変更されない限り、わざわざ特別決議による承認をとってまで「市場価格以下の相対取引による自己株式取得」を実施するケースは余り多くはならないようにも思われる。

Q7：新生「会社法」の下でも、自己株式取得には財源規制は課されるのか？

A7：財源規制は課される。新生「会社法」の下では、自己株式取得は配当などと共に「剰余金の配当等」と整理されて、原則として統一的な財源規制に服することとなる。

新生「会社法」では、自己株式取得は配当などと共に「剰余金の配当等」と整理されて、統一的な財源規制に服することとなる（単元未満株式の買取請求などを除く）（会社法案 461 ）。

新生「会社法」の下での具体的な財源規制（「分配可能額」）の算定方法を算式で表すと、かなり複雑だが次のようになる（会社法案 446、461 ）。

$$\begin{aligned}
 \text{分配可能額} = & \text{最終事業年度末の資産} \\
 & + \text{最終事業年度末の自己株式帳簿価額} \\
 & - \text{最終事業年度末の負債} \\
 & - \text{最終事業年度末の資本金・準備金} \\
 & - \text{上記のほか法務省令で定める額（以上、会社法案 446 一）} \\
 & + \text{最終事業年度末後に処分した自己株式の処分対価} \\
 & - \text{最終事業年度末後に処分した自己株式の帳簿価額（以上、会社法案 446 二）} \\
 & + \text{最終事業年度末後の資本金減少額（準備金積立分を除く）（会社法案 446 三）} \\
 & + \text{最終事業年度末後の準備金減少額（資本金積立分を除く）（会社法案 446 四）} \\
 & - \text{最終事業年度末後の消却自己株式の帳簿価額（会社法案 446 五）} \\
 & - \text{最終事業年度末後の剰余金配当額（会社法案 446 六）} \\
 & - \text{上記のほか法務省令で定める額（会社法案 446 七）} \\
 & + \text{臨時計算書の承認があった場合のその期間についての期間利益} \\
 & + \text{臨時計算書の承認があった場合のその期間内の自己株式処分対価（以上、会社法案 461 二）} \\
 & - \text{自己株式の帳簿価額（会社法案 461 三）} \\
 & - \text{最終事業年度末後の自己株式処分対価（会社法案 461 四）} \\
 & - \text{臨時計算書の承認があった場合のその期間についての期間損失（会社法案 461 五）} \\
 & - \text{上記のほか法務省令に定める額（会社法案 461 六）}
 \end{aligned}$$

新生「会社法」の条文に従って算式を作成すると前記のようになるが、これでは余りに複雑で分かりにくい。そこで整理して、全体の大まかなイメージを示すと次のようになるだろう。

$$\text{分配可能額} = A + B + C - D$$

- A : 最終事業年度末の純資産額 (資産 - 負債 - 資本金 - 準備金)
B : 最終事業年度末後に生じた資本の部の変動による下記の金額
 資本金減少額 + 準備金減少額 - 処分・消却自己株式の帳簿価額 - 剰余金配当額
C : 臨時計算書の承認があった場合の対象期間についての下記の金額
 期間利益 - 期間損失 + 自己株式処分の対価
D : 法務省令に定める金額

これは、前述の通り、配当などについても適用される共通の財源規制ということになる。